

過渡期にある金融行政の主要 15 トピックス

— 金融行政の現状と課題 —

渡邊 将史

(財政金融委員会調査室)

1. 金融庁の組織再編
2. 2018 事務年度の金融行政方針
3. 金融検査マニュアルの廃止
4. 横断的な法制の整備
5. 国民の安定的な資産形成に向けた取組
6. スルガ銀行におけるシェアハウス関連融資問題
7. 銀行カードローン問題
8. 地域銀行の経営統合
9. FinTech の進展
10. キャッシュレス化の推進
11. 仮想通貨を取り巻く状況
12. スチュワードシップ・コードの状況
13. コーポレートガバナンス・コードの状況
14. 生命保険業界の動向
15. 損害保険業界の動向

はじめに

金融庁は、2018 年 6 月に前身の金融監督庁発足から数えて 20 年目の節目を迎え、翌 7 月には検査局を廃止する大規模な組織再編を行った。いわゆる「処分庁」の立場でこの 20 年間の金融危機等乗り越えてきた金融庁は、現在、「育成庁」への転換を図っている最中にある。こうした中、金融機関の育成に主眼を置く検査・監督体制について再考を促されるようなシェアハウス関連融資問題や仮想通貨流出事案が発生している。

本稿は、過渡期にある最近の金融行政を取り巻く諸課題の中から、筆者が主要と考えた 15 のテーマを選択し、その現状、課題及び論点を紹介するものである。

1. 金融庁の組織再編

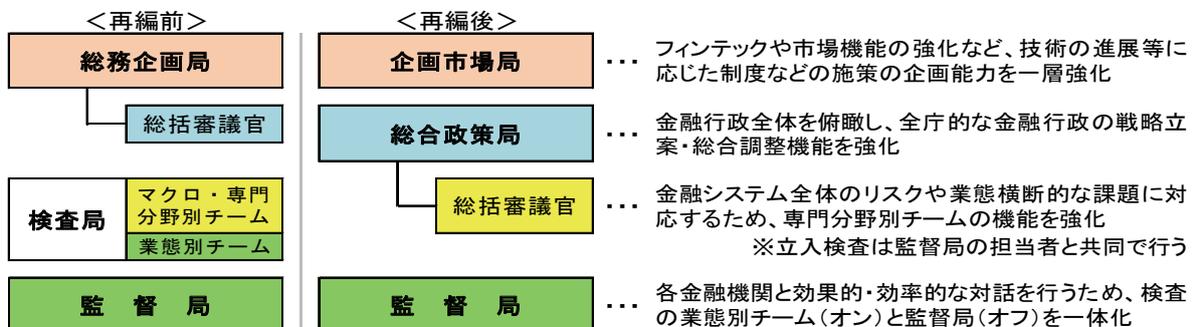
金融庁は、2018年7月に総務企画局及び検査局を廃止するとともに、市場機能の強化や技術進展に応じた制度など施策の企画能力強化のために「企画市場局」を新設し、金融行政の戦略立案や総合調整の機能強化のために「総合政策局」を新設する大規模な組織再編を行った¹。また、「監督局」については、金融機関との継続的な対話を効果的・効率的に行うため、オンサイトとオフサイトのモニタリングを一体化する体制へ転換させた。これにより、新たな金融庁は、企画市場局、総合政策局、監督局の3局体制となった（図表1）。

金融庁は、組織再編に先立ち、国民や国益のために金融行政の質を不断に向上させる観点から金融庁改革の基本的考え方・全体像を取りまとめ²、中心課題がガバナンス改革、組織文化改革であることを示した。「当面のガバナンス基本方針」では、検査・監督を始めとする金融行政の質の向上につなげるため、外部専門家による評価・検証制度の導入などを掲げた。また、「当面の人事基本方針」では、キャリア・ノンキャリアなどの採用区分や年次にとらわれない管理職への登用を始めとする人事評価・配置制度の見直し案を示した。

検査・監督を分離する体制は、前身の金融監督庁発足以降20年間続いたものであり、厳格な資産査定と相まって不良債権問題の解消に寄与してきた。そのため、金融機関の健全化等を進めてきた金融庁の組織再編、特に、立入検査を行っていた検査局の廃止に対しては、かつて批判された行政と業界の癒着や恣意的な行政の再発を懸念する指摘が多い。組織再編後における金融育成庁としての金融行政運営、検査・監督の実効性確保が課題となるが、シェアハウス関連融資問題や仮想通貨流出事案が発生したことにより、検査局廃止や育成を主眼とする体制への転換について再考を促す指摘もある。

新たな体制の下で金融行政が効果的に機能するためには、直接の担い手である金融庁職員の育成・人材確保が不可欠となる。金融を取り巻く環境は、情報通信技術の発展等により高度化、複雑化、国際化等が進展している。また、金融機関を育成する視点を持ち、経営課題について深度ある対話のできる人材が求められるため、専門知識と広い視野を有する金融実務経験者、弁護士、公認会計士、IT技術者、行政当局のOBなど、幅広い人材の活用を検討する必要がある。

図表1 再編前後の金融庁組織図



(出所) 金融庁資料を基に筆者作成

¹ 『金融庁組織令の一部を改正する政令』（2018.7.13 公布、7.17 施行）

² 金融庁『金融庁の改革について－国民のため、国益のために絶えず自己変革できる組織へー』（2018.7.4）

2. 2018 事務年度の金融行政方針

金融庁は、2015 事務年度³から金融庁全体の方針としての「金融行政方針」を策定しており、金融行政が何を目指し、いかなる方針で行政を行っていくかを明確にしてきた⁴。また、同方針の進捗状況や実績等を継続的に評価する「金融レポート」を取りまとめ、現状や実績を分析し、問題提起してきた。

金融庁は、PDC Aサイクルに基づく業務運営を強化する観点から、2018 事務年度については、金融レポートと金融行政方針を統合した新たな金融行政方針を公表した⁵。同方針によれば、地域銀行 106 行のうち 54 行で本業利益が赤字となり、うち 52 行は 2 期以上、23 行は 5 期以上連続の赤字で、一度赤字になると黒字転換が容易でない状況が明らかとなった。また、地域金融機関と経営課題についての対話を深めるため、金融庁に「地域生産性向上支援チーム」を設置し、地域に長期間、直接出向き、実態把握を行うこととした。金融機関は、持続可能なビジネスモデル構築に向け、本業赤字が継続する要因となっている収益構造等の見直し、転換に早急に取り組む必要がある。

また、同方針は、変革期における金融サービスの向上に向けて取り組むべき金融育成庁としての 7 つの取組（図表 2）を掲げている。2019 年 G20 議長国として、仮想通貨、マネロン対策等の世界共通課題の解決に向けた議論を主導するなど、具体的な施策への早急な着手が求められる。

図表 2 金融行政方針で掲げられた主な取組

| 「金融育成庁」としての 7 つの取組 | 7 つの取組に向けた具体的施策の例 |
|--|--|
| ① デジタル化の加速的な進展への対応 ～金融デジタル化戦略～ | 情報の利活用の進展、官民インフラのデジタル化、新規ビジネスへの挑戦支援、デジタル化に向けた基盤整備 |
| ② 家計の安定的な資産形成の推進 | 顧客本位の業務運営の確立と定着、長期・積立・分散投資の推進、高齢社会における金融サービスの在り方の検討 |
| ③ 活力ある資本市場の実現と市場の公正性・透明性の確保 | ガバナンス改革の更なる推進、資産運用業の高度化、企業情報の開示の充実、会計監査の在り方の検討、金融・資本市場の制度的基盤整備、市場監視機能の向上 |
| ④ 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定性の確保 ～経営者の役割とガバナンス～ | 地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に向けたオン・オフ一体のモニタリング、大手銀行グループの健全性検証 |
| ⑤ 顧客の信頼感・安心感の確保 ～金融機関の行為・規律に関する課題～ | 金融機関のコンプライアンス・リスク管理の充実、投資用不動産向け融資・仮想通貨・銀行カードローンのモニタリング強化、金融サービスの利便性向上 |
| ⑥ 世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化 | 2019年G20議長国として世界共通課題の解決に向けた議論主導、SDGs推進、仮想通貨規制、マネロン対策 |
| ⑦ 金融当局・金融行政運営の改革 | 金融庁の組織文化・ガバナンス改革、人材育成・活用による組織活性化、検査・監督のあり方の見直しと継続的な改善 |

（出所）金融庁資料を基に筆者作成

³ 当年 7 月から翌年 6 月末までを指す。

⁴ 金融庁は、2012 事務年度まで、「検査基本方針」や業態ごとの「監督方針」を公表し、検査運営や監督上の重点事項等を示してきた。2013 事務年度は、金融機関や金融システムに対する深度ある実態把握のため、検査基本方針に代わる「金融モニタリング基本方針」を公表し、検査局・監督局が協働して行うオンサイト・オフサイトのモニタリングについて運用を一体化した。2014 事務年度は、検査・監督両局で業務が継続的かつ効果的に連携して行われるよう、検査と監督の基本方針を統合し「金融モニタリング基本方針」とした。

⁵ 金融庁『変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（平成 30 事務年度）～』（2018. 9. 26）

3. 金融検査マニュアルの廃止

金融検査マニュアルは、検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置付けられており、1999年に導入された。チェックリストに基づいた最低基準の検証に重点を置く検査・監督手法は、自己査定、償却・引当、リスク管理、法令遵守・顧客保護等における態勢の確立に大きな役割を果たした。一方、重箱の隅をつつきがちで重点課題に注力できない、バブルの後始末はできたが新たな課題にあらかじめ対処できない、金融機関による多様で主体的な創意工夫を妨げてきた等の問題も指摘されたため、金融庁は、2019年4月1日以降を目途に金融検査マニュアル、検査マニュアル別表を廃止することとした。

金融庁は、有識者会議の報告書⁶を踏まえ、意見募集⁷や金融機関職員等を対象とした延べ60回の対話会を経て、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を2018年6月29日に公表した。検査・監督基本方針は、金融行政の視野を形式・過去・部分から実質・未来・全体に広げ、金融行政の究極的な目標達成により効果的に寄与できる新しい検査・監督を実現するため、基本的な考え方と進め方を整理したものである（図表3）。

対話会等では、同基本方針に関し、金融庁当局の過剰介入や過度な裁量の防止、金融機関の規模・特性・負担への配慮を求める等の意見があった。また、統一的に重視すべき考え方等の最低限のルールや分野ごとの具体的な基準を残してほしいとの意見もあった。検査マニュアルの廃止後、検査官にはマニュアルに基づく従来の検査とは全く異なる分析能力が求められるため、検査官の人材育成や目線の統一が課題であるとの指摘もある。

基本方針では、分野ごとの固有の考え方や進め方について、別途示す必要性が示された。これを受け、金融庁は、健全性政策基本方針⁸及びコンプライアンス・リスク管理基本方針⁹のディスカッション・ペーパー2案を公表した。これらの分野別基本方針は、金融庁と金融機関との深度ある対話の材料となることが期待されている。対話において金融庁が認識した課題や着眼点については、関係機関への速やかなフィードバックが必要となろう。

図表3 検査・監督の見直しのイメージ

| 金融行政の究極的な目標： 持続的な成長と安定的な資産形成を通じた国民の厚生増大 | | | |
|---|---|------------|---------------------------------------|
| これまでの検査・監督 | | これからの検査・監督 | |
| 視野 | 重視するポイント | 視野を拡大 | 重視するポイント |
| 形式への集中 | 事業内容ではなく、担保や保証の有無を必要以上に重視 顧客ニーズに即したサービスより、ルール遵守の証拠作り | 形式から実質へ | 形式的なルール遵守のチェックより、 実質的な良質のサービス提供を重視 |
| 過去への集中 | 経営の将来性ではなく、過去の経営結果を重視 顧客ニーズの変化への対応より、過去の法令違反に着目 | 過去から未来へ | 過去一時点の健全性の確認より、 将来のビジネスモデルの持続可能性 |
| 部分への集中 | 経営全体のリスクの議論ではなく、個別資産査定に集中 個別の法令違反を咎め、原因究明や必要な対策を軽視 | 部分から全体へ | 個別問題への対応に集中するより、 真に重要な問題への対応を重視 |

（出所）金融庁資料を基に筆者作成

⁶ 金融モニタリング有識者会議『検査・監督改革の方向と課題』（2017. 3. 17）

⁷ 検査・監督の進め方や当局の態勢整備に関し、52の個人及び団体から282件の意見が提出された。

⁸ 『金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）』（案）（2018. 6. 29）

⁹ 『コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）』（2018. 10. 15）

4. 横断的な法制の整備

金融審議会の金融制度スタディ・グループ（SG）は、機能別・横断的な金融規制の整備等、情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度の在り方について検討を行い、2018年6月、審議内容の中間整理¹⁰を取りまとめた。

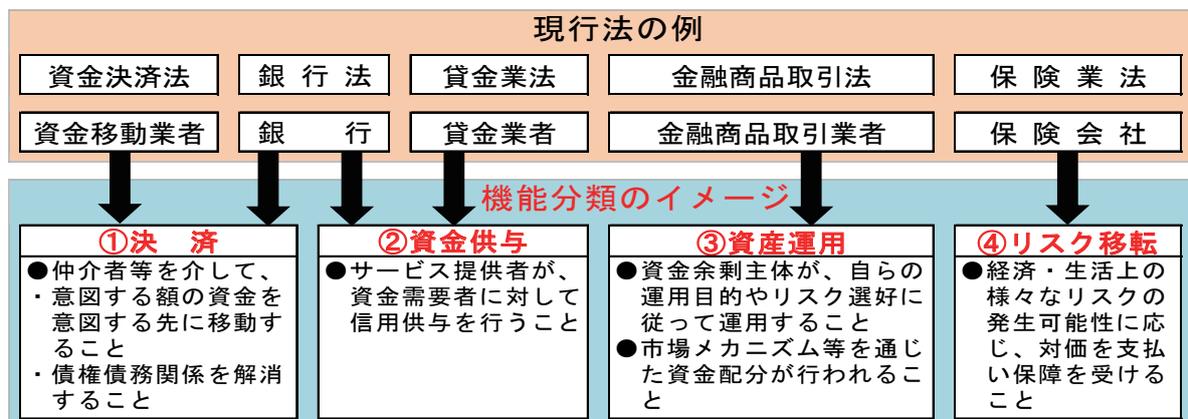
中間整理では、銀行は銀行法、送金業者は資金決済法など、基本的に業態別となっている現行の金融規制体系をより機能別・横断的なものとし、同一の機能・同一のリスクには同一のルールを適用することを目指す方針が示された。その上で、金融の機能を、①決済、②資金供与、③資産運用、④リスク移転に分類し、各機能の中で、業務内容やリスクの差異に応じてルールの内容を調整する「規制の柔構造化」が検討されている（図表4）。なお、預金については、法定通貨とほぼ同等の決済手段であること、資金供与との組合せにより信用創造を生じさせること、元本保証性があり国民に広く利用される価値の貯蔵、運用手段であることなどから、上記の4機能から独立させるという考え方が示された。

中間整理後の金融制度SGでは、機能別・横断的な金融規制体系の具体化に当たっての当面の検討事項として、①情報の適切な利活用、②決済の横断法制、③プラットフォームへの対応、④銀行・銀行グループに対する規制の見直しの4点が列挙された。

IT技術の進展等により金融と非金融の境界が不明確になる中、銀行に対する重厚な業務範囲規制の見直しは課題となっている。しかし、銀行に対する子会社規制等を緩和するのか、事業会社による銀行業進出に対する規制を強化するのか、中間整理では方向性が明らかとなっていないため、今後、更なる検討が必要となろう。また、GAF A¹¹などの巨大IT企業が、蓄積した膨大な情報を利用して金融分野にも参入し始めている。こうしたプラットフォームに対する金融法制上の位置付けも議論の焦点となろう。

今後は、各機能の中で個々の業務内容やリスクの差異をどう認識し、ルールに差異を設けていくかを含め、具体的な制度設計が求められる。その際は、利用者のニーズに即するとともに、情報や資産の保護など利用者目線に立った検討が必要となろう。

図表4 金融の機能の分類イメージ



（出所）金融審議会「金融制度SG」資料を基に筆者作成

¹⁰ 『金融制度スタディ・グループ中間整理—機能別・横断的な金融規制体系に向けて—』（2018. 6. 19）

¹¹ グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン・ドット・コム の頭文字を合わせた造語。

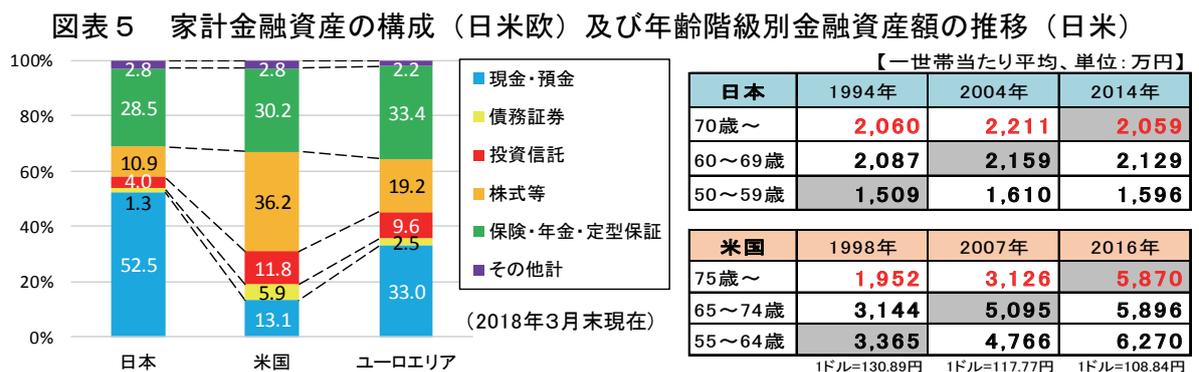
5. 国民の安定的な資産形成に向けた取組

我が国の家計金融資産残高は、2018年6月末で1,848兆円となり、うち971兆円(52.5%)を現預金が占め、欧米と比べ資産構成に偏りが見られる。また、過去20年間における金融資産額の推移を見ると、米国では退職口座・投資信託を中心とした資産形成によって退職世代の金融資産額が約2倍～3倍に増加しているものの、我が国では横ばいであり、直近の額は米国の半分に満たない(図表5)。さらに、長寿化の進展や高齢者が保有する金融資産割合の増加等、様々な課題への対応が必要な我が国では、バランスの取れた資産構成への移行により家計の安定的な資産形成を促すことが重要な課題となっている。

金融庁は、2017年3月の「顧客本位の業務運営に関する原則」策定など、金融機関における顧客本位の業務運営の確立・定着に向けた取組を進めており、同原則を採択した金融事業者は1,488社(うち416社が自主的なKPIを公表)となっている(2018年9月末)。

また、政府は、NISA¹²(少額投資非課税制度)創設、iDeCo¹³(個人型確定拠出年金)の対象拡大、つみたてNISA¹⁴創設など、長期投資に係る税制上の優遇措置を順次導入し、リスク性資産への投資を促している。しかし、複数の制度が短期間に創設されたため、商品の仕組みや税制メリットが理解しにくいとの指摘があることから、制度の整理など活用しやすい仕組みの構築も課題の一つと言えよう。なお、家計の安定的な資産形成を継続的に後押しする観点から、金融庁はNISAの恒久措置化などの税制改正を要望している。

金融庁は、高齢社会における金融サービスの在り方について、2018年7月に中間的取りまとめ¹⁵を公表し、更に議論を深めるため、9月に金融審議会「市場ワーキング・グループ(WG)」を再開した。顧客本位の業務運営の定着に向けた取組、資産の円滑な移転、金融老年学(フィナンシャル・ジェロントロジー)の進展等を踏まえたきめ細やかな高齢投資家保護など、市場WGにおける検討項目は多岐にわたっている。



(出所) 日本銀行『資金循環の日米欧比較』(2018.8.14)及び金融審議会「市場WG」資料を基に筆者作成

¹² 2014年1月開始。通常、株式など金融商品への投資の場合、売却利益や受け取った配当に対して約20%課税されるが、NISA口座内で毎年一定金額の範囲内で購入した金融商品から得られる利益は非課税になる。

¹³ 公的年金にプラスして給付を受けられる確定拠出年金法に基づく私的年金の一つ。掛金拠出時、運用時、給付時に、それぞれ税制上の優遇措置が講じられている。2017年1月から加入者の範囲が拡大された。

¹⁴ 2018年1月開始。特に少額からの投資を支援するための非課税制度であり、対象商品は、手数料が低水準など、長期・積立・分散投資に適した公募株式投資信託と上場株式投資信託(ETF)に限定されている。

¹⁵ 金融庁『「高齢社会における金融サービスのあり方」(中間的とりまとめ)』(2018.7.3)

6. スルガ銀行におけるシェアハウス関連融資問題（図表6）

スルガ銀行のシェアハウス関連融資問題では、問題発覚後の各種調査により不適切な実態が明らかとなった。同行の危機管理委員会の調査結果¹⁶によれば、同行は、シェアハウスオーナーに対して土地購入及び建物建設資金の融資を行い、当該融資の営業推進に当たっては、スマートデイズ社関連の不動産販売会社を窓口としたいわゆるチャネル営業が活用された。本件チャネル営業の問題点として、①不動産販売会社による顧客の自己資金を多く見せるための通帳などの偽造・改ざん、②不動産販売会社と顧客により相当数の不動産売買の二重契約が行われており、相当数の行員が自己資金の偽装の可能性について認識していたと考えられるとした。また、一部支店での融資においては、営業担当者と販売会社が一体となり、フリーローンを融資条件とするセット販売が行われていた点も指摘された。

また、スルガ銀行から独立して設置された第三者委員会の調査報告書¹⁷は、審査書類の偽造・改ざんが投資用不動産融資の全般に蔓延しており¹⁸、不正行為が組織的に行われていたと指摘した。そして、経営陣の善管注意義務違反を認定¹⁹するとともに、同行の極端なコンプライアンス意識の欠如や統制環境（企業風土）の著しい劣化を指摘した²⁰。

金融庁は、2018年10月5日、スルガ銀行に対し行政処分を行った（業務の一部停止命令（6か月間）及び業務改善命令）。金融庁には、立入検査における実態把握結果や第三者委員会の報告書等を踏まえ、引き続き厳正かつ適切な対応を行うとともに、同行での問題発覚後、顧客対応が真摯かつ適切に行われているか、モニタリングすることも求められる。

投資用不動産向け融資については、金融行政方針において深度ある検査・監督を実施することとされている中で、大手信金における審査態勢の問題点を指摘する報道があった²¹。金融庁は、投資用不動産向け融資を行う全ての金融機関において、スルガ銀行問題と同様又は類似の事案がないか、引き続き調査を行う必要がある。

図表6 シェアハウス関連融資問題をめぐる主な経緯

| | |
|---------|---|
| 2017.10 | スマートデイズ社がオーナーへの保証家賃の減額を通知 |
| 2018.1 | スマートデイズ社がオーナーへの保証家賃の支払を中止 |
| 2018.4 | 金融庁がスルガ銀行への立入検査を開始 |
| 2018.5 | スルガ銀行が、「①危機管理委員会の調査結果、②事案の徹底調査、原因究明のための「第三者委員会」設置、③役員の実務責任への対応、調査・検査への真摯な対応」を公表 |
| 2018.6 | スルガ銀行が「シェアハウス等顧客対応室」を設置 |
| | スルガ銀行が「企業文化・ガバナンス改革委員会」を設置 |
| 2018.9 | 第三者委員会が、調査報告書を公表 |
| | スルガ銀行会長、社長を含む取締役5人が辞任 |
| | スルガ銀行が「取締役等責任調査委員会」及び「監査役責任調査委員会」を設置 |
| 2018.10 | 金融庁がスルガ銀行に対し行政処分（業務の一部停止命令（6か月間）等） |

（出所）スルガ銀行株式会社ウェブサイト、新聞報道等を基に筆者作成

¹⁶ 『危機管理委員会による調査結果の要旨』（2018. 5. 15 スルガ銀行株式会社危機管理委員会）

¹⁷ 『調査報告書（公表版）』（2018. 9. 7 スルガ銀行株式会社第三者委員会）

¹⁸ フォレンジック調査の結果、偽装が疑われる件数は、2014年以降計795件（調査報告書99頁）。

¹⁹ 岡野会長（調査報告書247頁）、米山社長（同249頁）、白井専務（同253頁）、望月専務（同255頁）など。

²⁰ 調査報告書191～193頁。

²¹ 『朝日新聞』（2018. 10. 31）、『日本経済新聞』夕刊（2018. 10. 31）、『読売新聞』（2018. 11. 1）

7. 銀行カードローン問題

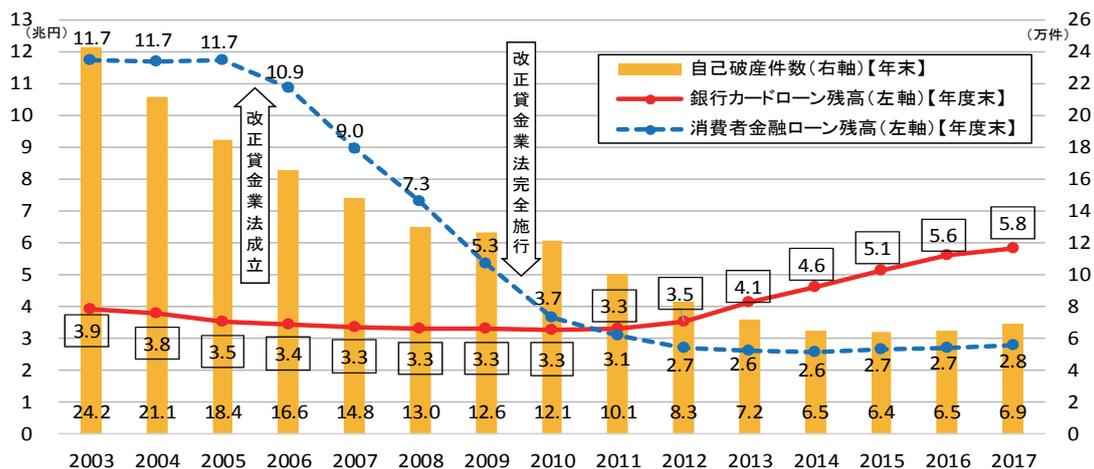
多重債務問題の深刻化を受け、貸金業法については、2006年に制定以来の抜本的な改正が行われ、過貸付抑制のための総量規制の導入等をはじめとする総合的対策が講じられた。その結果、消費者金融は利用者の年収の3分の1を超える融資ができなくなり、多重債務者数や多重債務が原因と思われる自殺者数等は減少した。しかし、銀行は当該規制の対象外であるため、銀行カードローン残高は、2011年度末には消費者金融ローン残高を抜き約3.3兆円、2017年度末には約5.8兆円となり、右肩上がり推移している²²（図表7）。

金融庁は、各銀行のカードローン業務運営の実態を把握するため、2017年9月から検査を開始し、2018年1月に中間取りまとめ²³、8月に調査結果²⁴を公表した。全国銀行協会（全銀協）の申合せ²⁵後、多くの銀行で融資審査態勢見直しなど業務運営が改善されたものの、融資上限枠の設定がない銀行の存在も明らかとなっており、引き続き注視する必要がある。

金融庁には、検査先の改善状況のフォローアップとともに、顧客相談窓口の拡充、顧客等の情報整理を行い、検査・監督に活用することが望まれる。また、カードローンだけでなく、フリーローンなど他の消費者向け無担保貸付けについても改善が必要とされている。カードローン等を取り扱う全銀行に対し、検査を含めたモニタリングの継続が求められる。

また、若年者は金融商品の取引経験や収入が少ないと考えられる。成年年齢の引下げを見据え、各銀行には、改正貸金業法の趣旨を踏まえた広告等の実施、返済能力の確認など若年者の顧客に対する審査態勢の一層の整備が求められる。全銀協の申合せを踏まえ、各銀行は業務運営の適正化を図っていく必要がある。若年者の金融リテラシーを向上させ、我が国全体の金融リテラシーの底上げにつなげるためにも、学校等における若年者への金融教育の充実・拡大が必要となろう。

図表7 銀行カードローン残高の推移



(出所) 金融庁、日本銀行及び最高裁判所資料を基に筆者作成

²² 銀行等による消費者向け貸付けには貸金業者の保証が付されることが多く、金融機関の貸付けに対する貸金業者の信用保証残高は、銀行カードローン残高と同様に増加傾向にある。

²³ 金融庁『銀行カードローン検査 中間とりまとめ』(2018. 1. 26)

²⁴ 金融庁『銀行カードローンの実態調査結果について』(2018. 8. 22)

²⁵ 一般社団法人全国銀行協会『銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ』(2017. 3. 16)

8. 地域銀行の経営統合

人口減少や高齢化の進展、長期間にわたる低金利等の影響により、地銀の収益性が低下し²⁶経営環境が厳しくなる中、全国的に地銀再編が続いている（図表8）。ふくおかFGと十八銀行の例では、2016年2月の経営統合基本合意後、公正取引委員会の企業結合審査が終了せず、2回スケジュールが延期された。長崎県内シェア1位の十八銀行と2位の親和銀行（ふくおかFG傘下）の統合により、競争が実質的に制限され、不当な金利の引上げなど利用者に不利益が生じかねない等の指摘があったためである。

金融庁の有識者会議は、報告書²⁷において、人口や企業数が減少する中で経営統合を進めない場合、地銀の経営は厳しくなり、地域経済に悪影響を及ぼすと主張した。また、全国的に県境を越えた貸出競争が激化しており、都道府県内のシェアだけで地銀の寡占度を測ることは困難と指摘した。そして、金融庁に対しては、地域経済への還元が実現するようモニタリングを行い、寡占が認められた場合には是正させる必要があるとした。

2018年8月、公正取引委員会の審査結果が公表され、統合が承認された。貸出債権（1,000億円弱）の他の金融機関への譲渡や不当な金利の引上げ等を予防するためのモニタリング等の問題解消措置を講じることを前提とすれば、統合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することにはならないと判断されたためである。

地銀再編には、シナジー効果の顧客への還元や経営効率向上等の期待とともに、統合により生じ得る融資や経営支援等に対する姿勢の変化、店舗網の維持等の不安が生ずる。金融機関は、再編効果を利用者に対して説明し、理解を深め、信認を得る必要がある。また、本来業務である貸出業務を通じた地域経済への資金供給が円滑に行われるよう、金融庁には実効性あるモニタリングの実施や金融機関の自発的な取組の促進が求められる。

成長戦略を議論する未来投資会議では、地銀及び乗合バス事業者を地方基盤企業と位置付け、そのサービス維持の重要性に鑑み、経営統合に関する基準見直しに向けた議論が開始された。長崎県の例では、適正な貸出シェアの基準や都道府県単位で融資環境を判断することの是非などをめぐり、金融庁と公正取引委員会との間で意見が対立し、審査が長期化した。地方におけるサービスの維持を前提とすれば、経営統合に至るまでの審査時間を短縮できるよう、透明性が高く分かりやすいルールを整備する必要がある。

図表8 地域銀行の経営統合をめぐる近年の主な動き

| 統合時期 | 統合後の名称 | 統合前の名称等 |
|------------|---------|--------------------------------------|
| 2016.10 | めぶきFG | 足利HD(栃木県)、常陽銀行(茨城県) |
| | 西日本FHD | 西日本シティ銀行(福岡県)、長崎銀行(長崎県) |
| 2018.4 | 関西みらいFG | 近畿大阪銀行(大阪府)、関西アーバン銀行(大阪府)、みなと銀行(兵庫県) |
| | 三十三FG | 三重銀行(三重県)、第三銀行(三重県) |
| 2018.10 | 第四北越FG | 第四銀行(新潟県)、北越銀行(新潟県) |
| 2019.4(予定) | ふくおかFG | ふくおかFG(福岡県)、十八銀行(長崎県) |

(注)表中のFGは「フィナンシャルグループ」、HDは「ホールディングス」、FHDは「フィナンシャルホールディングス」

(出所) 一般社団法人全国銀行協会資料を基に筆者作成

²⁶ 地域銀行の2018年3月期決算は、貸出金利回りの低下等による資金利益の減少などにより、当期純利益が前年同期比で37億円(0.4%)減少した。金融庁『地域銀行の2018年3月期決算の概要』(2018.6.1)

²⁷ 金融仲介の改善に向けた検討会議『地域金融の課題と競争のあり方』(2018.4.11)

9. FinTech の進展

近年、スマートフォンを活用した新しい決済サービスや、ビットコインを始めとするインターネットを通じて電子的に取引される仮想通貨など、革新的な金融サービス事業を提供する FinTech²⁸の動きが国際的に進展している。骨太方針 2017²⁹では、FinTech を始めとする 5 つの戦略分野を中心に政策資源を集中的に投入することとしている。また、生産性向上特別措置法により創設された「規制のサンドボックス制度（新技術等実証制度）」は、参加者や期間を限定し、まずやってみることを許容する枠組みであり、推進が期待される。

実証を通じて得られる制度見直しニーズへの対応を含め、既存の縦割りの業規制については、サービスや機能に着目した横断的な制度改革が必要となろう。FinTech に関する今後の取組に当たっては、イノベーション促進を支援する観点から、各種規制は目的に照らした最小限のものとし、IT 企業等の新規参入の障壁にならないような配慮が求められる。

オープンAPI³⁰は、顧客との接点を確保しつつ金融機関との接続を可能にすることから、多様なサービス展開の可能性を有し、FinTech を利用者利便の向上等につなげる核の一つと言われている。FinTech 企業が金融機関のシステムに安全に接続できるよう、2017 年改正銀行法では、金融機関に対しオープンAPIの体制整備の努力義務が課された。未来投資戦略 2017³¹のKPIは、2020 年6月までに 80 行程度以上の銀行での導入を目指すこととしており、2018 年9月28日現在、目標値を上回る 128 行が対応を表明している³²。

近年、金融分野に進出している新しいプレイヤー³³による革新的なサービスは、利用者利便や生産性を向上させる可能性があるため、金融庁は、金融デジタルイノベーション戦略（図表9）に取り組み、環境を整備することとしている。多種多様な利用者・プレイヤーが情報を利活用しやすくなるよう、情報連携等の環境整備や制度面での検討が求められる。

図表9 金融デジタルイノベーション戦略の11施策

| | |
|----------------------|--|
| 情報をより使いやすく | 1. 情報の蓄積と利活用 |
| | 2. 顧客のプライバシー、匿名性や顧客情報の信頼性その他の顧客保護 |
| | 3. デジタルイノベーションに対応する情報・金融リテラシー |
| 官民のインフラのデジタル化 | 4. 金融・非金融の情報の伝達を可能とする金融インフラのデジタル化 |
| | 5. 金融行政のデジタル化 |
| 新しいビジネスへの挑戦を支援 | 6. 様々なサンドボックス等によるイノベーションに向けたチャレンジの促進 |
| | 7. オープン・アーキテクチャによるイノベーションの推進 |
| デジタルイノベーションに向けた基盤の整備 | 8. 国際的なネットワーク |
| | 9. デジタルイノベーションの基盤となるブロックチェーン、AI、ビッグデータ技術等の推進 |
| | 10. サイバーセキュリティその他金融システム上の課題等への対応 |
| | 11. これらの課題を実現するための機能別・横断的法制 |

（出所）金融庁資料を基に筆者作成

²⁸ 「金融と情報技術（IT）の融合」を意味する造語。主にITを活用した革新的金融サービス事業を指す。

²⁹ 『経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～』（2017.6.9）

³⁰ APIは、Application Programming Interfaceの略で、あるアプリケーションの機能や管理するデータを他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様・仕組みを指し、他の企業等からアクセス可能なAPIが「オープンAPI」と呼ばれる。

³¹ 『未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—』（2017.6.9）

³² 金融庁『電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針の公表内容について』（2018.9.28）

³³ 金融サービスのアンバンドリング、金融・非金融を組み合わせたリバンドリング、異業種からの参入など。

10. キャッシュレス化の推進

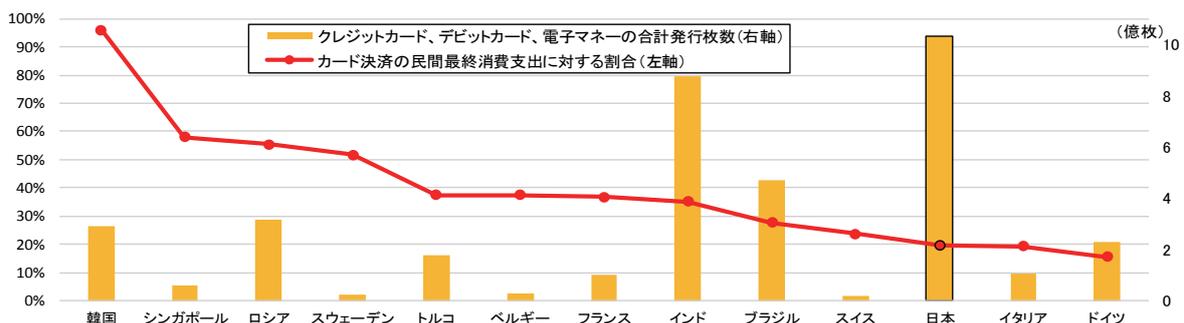
骨太方針 2018³⁴では、力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組の一つとして、FinTech・キャッシュレス化の推進を挙げている。日本再興戦略では、キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上や、2020年の東京オリンピック等を視野に入れたキャッシュレス化推進が目標として掲げられてきた。我が国のキャッシュレス決済比率は2017年に21.0%となり、近年、上昇傾向にある。未来投資戦略2017のKPIでは、同比率を2027年までに4割程度に倍増させることとしている。同比率が4割を上回るキャッシュレス進展国は多く、中でも韓国は89.1%と突出している³⁵。

労働力人口が減少する時代を迎えた我が国では、生産性向上は課題の一つである。レジでの現金出し入れや現金管理の負担を軽減できる点はキャッシュレス化の長所と言えよう。また、支払に係るビッグデータの活用次第では消費の活性化等も期待できる。

我が国でキャッシュレス化を進めるに当たっては、現金主義からの脱却が大きな課題であろう³⁶。我が国では、カード発行枚数が諸外国と比べて多く、総人口一人当たり約8枚のカードを所有しているが、カード所有枚数と比較してカード決済の利用割合は少ない（図表10）。クレジットカードや電子マネーの分散保有が決済行動に及ぼす影響についても検討の余地がある。また、高齢化が進む我が国においては、高齢者が利活用しやすい方法も検討ポイントの一つであると考えられる。

安倍総理は、2018年10月15日の臨時閣議において、「消費税引上げ後の一定期間に限り、中小小売店に対し、ポイント還元」を行う旨の支援策を表明し、キャッシュレス決済はその手段の一つに挙げられている。しかし、中小小売店は、カード手数料の高さを理由にキャッシュレス決済の導入を控える傾向がある。今後は、消費者の利便性、手数料など事業者の負担、現金決済とキャッシュレス決済の社会コスト比較等に留意しつつ、諸外国の事例も参考に、キャッシュレス化推進に向けた更なる環境整備を行う必要がある。

図表10 諸外国のカード発行枚数とカード決済割合



(出所) 一般社団法人日本クレジット協会『日本のクレジット統計 (2017年版)』を基に筆者作成

³⁴ 『経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～』(2018. 6. 15)

³⁵ 韓国 89.1% (再掲)、中国 60.0%、カナダ 55.4%、イギリス 54.9%、オーストラリア 51.0%、スウェーデン 48.6%、米国 45.0% (いずれも 2015 年)。なお、銀行口座振替・振込を考慮した場合、我が国の比率は一定程度高くなるとも考えられている。経済産業省『キャッシュレス・ビジョン』(2018. 4. 11)

³⁶ 我が国は、治安が良いため盗難等により現金を失うリスクが低い、偽造された銀行券が少ないため銀行券に対する国民の信認が高い等の理由から、現金流通残高の名目 GDP 比率が高い。また、ATMの利便性が高く、容易に現金を入手できる環境にある。これらは我が国が現金主義であることの証左と言えよう。

11. 仮想通貨を取り巻く状況

仮想通貨に関しては、G7サミット首脳宣言やFATF（金融活動作業部会）のガイドランスなど、マネロン・テロ資金供与対策に関する国際的要請がなされたことや、2014年当時、世界最大規模の仮想通貨交換業者MTGOX社が破綻したことを受け、規制等の対策が講じられている。2017年4月の改正資金決済法等の施行により、仮想通貨交換業者に対する登録制の導入、本人確認義務等の導入や説明義務等の利用者保護規定が整備された。

しかし、2018年1月にはコインチェック株式会社（みなし登録業者³⁷）、9月にはテックビューロ株式会社（登録業者）において、顧客からの預り資産が外部に流出する事案が発生した（図表11）。金融庁は、みなし登録業者及び登録業者に対する立入検査を順次実施し、内部管理態勢等の不備が判明した業者に対して業務改善命令等を行った³⁸。

登録業者16社は「日本仮想通貨交換業協会」を2018年3月に設立し、10月には金融庁から資金決済法に基づく自主規制団体として認定された。同協会の自主規制ルール公表やルール違反業者に対する立入検査・除名処分による業界の一層の規律向上が望まれる。

金融庁は、検査・モニタリングで把握した実態等について中間取りまとめを公表し³⁹、仮想通貨交換業者の総資産の急拡大（前事業年度比6.5倍の6,928億円に）や、少ない役員による多額の利用者財産の管理（平均して1名当たり33億円）が明らかとなった。また、同庁は、仮想通貨交換業者への対応強化を始めとする検査・監督等の質を向上させるため、2019年度の定員要求として20人の増員を要求している。

決済手段である仮想通貨は、価格が乱高下するため投機の対象にもなっており、その取引に際した利用者保護が不十分であるとの指摘がある。利用者保護を図るとともに、イノベーションの促進を阻害しないよう対策を講ずる必要がある。仮想通貨による資金調達（ICO）は、詐欺に使われる等の問題点が指摘され、研究会⁴⁰では、法改正等で規制を強化し健全化を進める等の対策が検討されている。また、仮想通貨取引については、誰にどの程度の利益があるか税務当局の正確な捕捉が難しいため、政府税制調査会は、納税作業を簡素化し、確定申告を促す制度整備の検討を開始した。仮想通貨の分野は、技術進展等による環境変化が速いため、研究会等において様々な検討を進めておくことが望まれる。

図表11 仮想通貨流出事案をめぐる行政処分等の主な経過

| テックビューロ株式会社(登録業者) | コインチェック株式会社(みなし登録業者) |
|--------------------------|-------------------------------|
| 2018.2.1 金融庁が報告徴求命令を发出 | 2018.1.26 仮想通貨(NEM:580億円相当)流出 |
| 2.13 金融庁が立入検査に着手 | 〃 金融庁が報告徴求命令を发出 |
| 3.8 金融庁が業務改善命令を发出 | 1.29 金融庁が業務改善命令を发出 |
| 6.22 金融庁が業務改善命令を发出 | 2.2 金融庁が立入検査に着手 |
| 9.14 仮想通貨(BTC等:70億円相当)流出 | 3.8 金融庁が業務改善命令を发出 |
| 9.18 金融庁が報告徴求命令を发出 | 4.16 マネックスグループの完全子会社となり新体制発足 |
| 9.25 金融庁が業務改善命令を发出 | |

(出所) 金融庁資料を基に筆者作成

³⁷ 改正資金決済法の施行前から仮想通貨交換業を行っていた業者であって登録審査中の者。

³⁸ 立入検査実施済（登録業者7社、みなし登録業者11社）、立入検査実施中（同2社、3社）、業務改善命令発出（同7社、10社）、業務停止命令発出（同0社、5社）（2018.10.31現在）。

³⁹ 金融庁『仮想通貨交換業者等の検査・モニタリング中間とりまとめ』（2018.8.10）

⁴⁰ 仮想通貨交換業等に関する研究会（2018.3.8設置）

12. スチュワードシップ（SS）・コードの状況（図表 12）

SS・コードは、銀行、保険会社、証券会社などの機関投資家が顧客から委ねられた運用責任を適切に果たすための諸原則である。日本版SS・コード（2014年2月公表）は、利益相反管理方針の策定・公表、議決権行使・行使結果の公表、投資先企業の的確なモニタリングなど7原則で構成されている。投資先企業との建設的な対話を通じ当該企業の短期的な利益追求ではなく持続的な成長を促進するなど、多くの株式を保有する機関投資家が受託者に対し中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を果たすために設けられた。

SS・コードは、法的拘束力を有する規範ではないが、受入れを表明した機関投資家には各原則についてコンプライ・オア・エクスプレイン⁴¹が義務付けられる。2017年5月にはSS・コードの改訂版が取りまとめられ、運用機関におけるガバナンス・利益相反管理の強化、年金基金等（アセットオーナー）の役割の明確化等が図られた。2018年8月末現在で233の機関投資家が同コードの受入れを表明している。

株主総会における議決権行使結果は、当初、議案の種類ごとにまとめて公表することが求められていた。コード改訂により原則として個別投資先企業及び議案ごとの公表となり、賛否理由の開示の推奨もされたため、改訂後の株主総会では個別の企業・議案についての賛否が明らかとなり始めた。機関投資家の議決権行使の結果公表は、第三者による検証を可能にするなど、我が国の企業統治改革の充実につながるとの見方が強い。

投資家の判断の基礎となる企業情報の開示は、投資家と企業との対話を深めるためのインフラと言える。開示の充実に向けた動きとしては、有価証券報告書の情報の充実・整理等を求める報告書⁴²が2018年6月28日に公表され、これを踏まえた適切な制度の整備等が検討されている⁴³。有価証券報告書は企業情報の宝庫とも言われる。企業情報の開示の充実は、有価証券報告書を活用する投資家の利便性向上につながると思われる。

図表 12 SS・コードの策定から改訂に至る経緯

| | |
|-----------|--|
| 2013.6.14 | 『日本再興戦略－JAPAN is BACK－』閣議決定 機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則（日本版スチュワードシップコード）について検討し、取りまとめる。 |
| 2013.8.5 | 『日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会』設置 |
| 2014.2.26 | 『「責任ある機関投資家」の諸原則<日本版スチュワードシップ・コード>～投資と対話を通じて企業の持続的な成長を促すために～』公表 |
| 2015.8.7 | 『スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議』設置 |
| | 意見書①『コーポレートガバナンス・コードへの対応状況と今後の会議の運営方針』（2015.10.20） 意見書②『会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方』（2016.2.18） 意見書③『機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方～企業の持続的な成長に向けた「建設的な対話」の充実のために～』（2016.11.30） |
| 2017.1.25 | 『スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会』設置 |
| 2017.5.29 | 『日本版スチュワードシップ・コード（改訂版）』公表 |

（出所）金融庁資料を基に筆者作成

⁴¹ 原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明すること。

⁴² 『金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告－資本市場における好循環の実現に向けて－』

⁴³ 政策保有株式の開示義務を上位60銘柄に倍増させる等の「企業内容等の開示に関する内閣府令」改正案が公表され（2018.11.2）、意見募集を経て、2019年3月期の有価証券報告書から適用される見込みである。

13. コーポレートガバナンス（CG）・コードの状況

CG・コードは、上場会社が会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上のために守るべき指針である。「日本再興戦略」改訂2014⁴⁴を受けて設置された有識者会議⁴⁵における議論を経て、東証が策定・公表し、2015年6月から全ての上場会社に対し適用が開始された。

CG・コードは、上場会社の実効的な企業統治の実現に資する主要な諸原則を取りまとめたもので、株主の権利・平等性の確保、適切な情報開示と透明性の確保など5つの基本原則、30の原則、38の補充原則の全73原則で構成されている。同コードは法的拘束力を有する規範ではないが、東証の有価証券上場規程により、上場会社は作成するコーポレートガバナンス報告書において、全73原則についてコンプライ・オア・エクスプレインの状況を開示することが義務付けられている。

CG・コードの適用開始後は、上場会社における社外取締役の起用や自己資本利益率の向上など、企業統治改革について一定の進捗が見られた反面、経営陣による果敢な経営判断が行われていない、投資家と企業の対話が形式的なものにとどまっている⁴⁶などの課題が指摘された。これを踏まえ、フォローアップ会議は、改革の進捗状況の検討を重ね、2018年3月に提言を取りまとめた⁴⁷。提言を受け、東証は2018年6月1日、CG・コードの改訂版を公表した⁴⁸。改訂版は、政策保有株式の削減、独立社外取締役の人数増、取締役会の多様性確保、経営戦略などについて更なる改革を促す内容となっている（図表13）。

独立社外取締役の選任が進み⁴⁹、社外取締役の兼務など一部人材への集中が見られるようになってきていることから⁵⁰、経営に対する監視機能の発揮を疑問視する指摘もある。実質を伴った企業統治改革を行うためにも、優秀な人材をプールする枠組みの構築など、個別の企業では対応できない問題に対処していく必要がある。

図表13 CG・コード改訂の主なポイント

| | | |
|--------|-----------|--|
| 原則1-4 | 政策保有株式 | 縮減に関する方針・考え方を開示すべきと明記 保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証し、その内容を開示すべきと明記 |
| 原則4-8 | 独立社外取締役 | 2名以上、必要と考えるならば、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任すべきと明記 |
| 原則4-11 | 取締役会 | ジェンダーや国際性の面を含む多様性を明記 |
| 原則5-2 | 経営戦略・経営計画 | 自社の資本コストを的確に把握するよう明記 |

（出所）CG・コードの改訂版を基に筆者作成

⁴⁴ 『「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—』（2014.6.24）

⁴⁵ コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議（2014.8.7設置）

⁴⁶ 麻生金融担当大臣は、企業統治改革を進めている中で企業の不祥事が続く状況について、一般論として、コードへの対応が形式的なものにとどまっており、必ずしも実効的になっていない旨の答弁をしている。

第196回国会衆議院予算委員会議録第10号3頁（2018.2.13）

⁴⁷ 『コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について』（2018.3.26）

⁴⁸ 金融庁は同日、機関投資家と企業との対話において重点的に議論することが期待される事項をまとめた「投資家と企業の対話ガイドライン」を公表した。

⁴⁹ 2名以上を選任する東証一部上場会社の比率は91.3%、全取締役の3分の1以上を占める比率は33.6%。株式会社東京証券取引所『東証上場会社における独立社外取締役の選任状況、委員会の設置状況及び相談役・顧問等の開示状況』（2018.7.31）

⁵⁰ 東証一部上場企業の社外取締役のうち、191人が4社以上で社外取締役・監査役を兼務。『朝日新聞』（2018.2.4）

14. 生命保険業界の動向

主要生命保険会社の2018年3月期決算は、国内の低金利環境が継続する中、外貨建て終身保険等の販売が増加したものの、個人年金保険の販売が減少したことなどから、保険料等収入は前年に比べ1兆6,277億円減少した⁵¹。追加責任準備金の積立てなどにより臨時損益が減益となったものの、外債の積み増し等による利息及び配当金等収入の増加を受けて基礎利益が増加したことなどから、当期純利益（純剰余）は917億円増加した。

保険商品の銀行窓口販売（銀行窓販）は、全面解禁されてから10年が経過した⁵²。顧客の意向ではなく、手数料収入が高い商品を優先的に販売している等の批判を受け、保険商品販売の透明性向上やフィデューシャリー・デューティー（受託者責任）の観点から、銀行窓販における投資性の強い保険契約（特定保険契約⁵³）については、2016年10月以降、手数料率が自主開示されている。国民生活センターには毎年度一定の相談が寄せられているが、その多くは生命保険に関するものである。生命保険の銀行窓販の相談件数に占める契約当事者が60歳以上の相談割合は、2008年度以降8割程度で推移しており、今後も高齢者を中心としたトラブルの発生が見込まれるため、対策を講ずる必要がある。

一般乗合代理店に対する手数料についても問題点が指摘されている。募集手数料は、代理店の販売量の多寡によって決まるところが多く、丁寧な顧客対応などサービスの質を必ずしも的確に反映していないと指摘された。インセンティブ報酬は、顧客本位の業務運営を行うための動機付けとなるべきものである。本来、各生保会社間における販売競争の下で保険の商品性を競い合うべきところ、代理店における高価な販促品の提供や販売増強のための募集人採用費用等に同報酬が充てられる例などがあったため、見直しが求められている。代理店手数料の原資は顧客が支払う保険料であり、顧客に対し質・量の両面で合理的な説明ができればならない。各社は、顧客に対し代理店手数料の考え方を開示するなど、重要な情報を分かりやすく丁寧に説明する必要がある。

生産年齢人口の減少により、伝統的な国内保険市場の縮小が予想される中、収入保険料の量的拡大を前提としたビジネスモデルは継続できない可能性が高い。一方、長寿化の進展に伴い、退職後の生活資金の確保が課題となるため、新たな保険ニーズが見込まれる。例えば、外貨建て保険は、相対的に利回りが高いため販売が増えているが、為替変動による元本割れのリスク、流動性が制約されるなどのデメリットも有する。こうしたリスクやデメリットについて顧客が理解できるよう、保険会社等には商品についての十分な説明が求められる。

金融庁は、顧客本位の業務運営の観点から、金融機関代理店や乗合代理店を通じた保険販売等について、実態把握と深度ある対話を行う必要がある。また、家計の安定的な資産形成の観点から、顧客が自らのライフプランやリスクの許容度に応じ保険を含めた様々な金融商品の中から適切な商品を選択できるような環境を整備することが望まれる。

⁵¹ 金融庁『主要生命保険会社の平成30年3月期決算の概要』（2018.6.14）

⁵² 保険の銀行窓販は、2001年4月1日から段階的に緩和され、2007年12月22日に全面的に解禁された。

⁵³ 変額保険、変額年金保険、外貨建て保険等、市場リスクを有する生命保険のことであり、保険業法第300条の2において規定されている。金融商品取引法の行為規制の一部が準用される。

15. 損害保険業界の動向

主要損害保険会社の 2018 年 3 月期決算は、一部の社における海外保険会社の買収を要因として、正味収入保険料（連結）が前年比 4,222 億円増加した⁵⁴。2017 年度は、国内における集中豪雨や大型台風の発生、国外における巨大地震や大型ハリケーンの発生など、世界的に自然災害リスクが注目された。この影響から、経常利益（連結）は前年比 2,836 億円減少し、これに伴い、親会社株主に帰属する当期純利益も同 726 億円減少した。正味収入保険料の保険種目別構成比を見ると、自動車保険が 49%を占めている⁵⁵。

自動車保険は、社会の変化（人口減少、高齢化）、人々の行動の変化（自動車の保有からシェアリングへ）、科学技術の変化（自動運転技術）などが保険の在り方に大きな影響を及ぼすと考えられる。自動ブレーキ搭載車の普及等による事故率の低下に伴い保険料は低下傾向にあったが⁵⁶、消費税率引上げによる修理費の増加等を見据え、2019 年は据え置く方針となっている。保険料区分は、現在一律である軽自動車は型式に応じて 3 段階に、現在 9 段階の普通車は 17 段階に、2020 年 1 月から細分化される。

火災保険については、損害保険料率算出機構が 2018 年 6 月、住宅向け火災保険料算出の目安となる「参考純率」を 4 年ぶりに平均 5.5%引き上げる旨を発表した⁵⁷。火災や自然災害により、保険会社が契約者に支払う保険金額が増加していることが要因となっている。今後は、各社において参考純率を反映させ、実際の保険料の引上げ幅が確定する。

地震保険は、火災保険に付帯して契約する仕組み（単独契約不可）である。2017 年度の付帯率は過去最高の 63%となったが、最も高い宮城県(86.3%)と最も低い長崎県(47.5%)では大きな差が生じている⁵⁸。2017 年 1 月に平均 5.1%、2019 年 1 月に平均 3.8%の保険料引上げがあり、2021 年にも再改定される予定となっている。

各損保会社にとっては、経営環境の変化に遅れることなく対応し、持続性あるビジネスモデルの構築をどう進めていくかが経営上の重要課題となっている。国内市場が縮小する中、各損保会社は、成長確保とリスク分散のために海外事業を展開しているが、世界的な自然災害の激甚化によるリスクの増加にも注意を払う必要がある。

サイバー攻撃等のリスクの急増⁵⁹など、新たな環境変化への対応も重要な課題である。情報流出に伴う損害賠償費用、調査費用などを補償するサイバー保険への加入者数も大幅に増加している。海外進出を進める会社の場合には、世界各地で引き受けたリスクの管理をグループ全体で適切に行っていく必要がある。

(わたなべ まさふみ)

⁵⁴ 金融庁『主要損害保険会社の平成 30 年 3 月期決算の概要』（2018. 6. 14）

⁵⁵ 一般社団法人日本損害保険協会『ファクトブック 2018 日本の損害保険』

⁵⁶ 保険料算出の目安となる「参考純率」は、2003 年以来、14 年ぶりに平均 8.0%引き下げられた。損害保険料率算出機構『【自動車保険】参考純率改定のご案内』（2017. 5. 30）

⁵⁷ 損害保険料率算出機構『【火災保険】参考純率改定のご案内』（2018. 6. 15）

⁵⁸ 損害保険料率算出機構<<https://www.giroj.or.jp/databank/earthquake.html>>(2018. 11. 15 最終アクセス)

⁵⁹ 警察庁によれば、標的型メール攻撃件数は、2013 年の 492 件から 2017 年の 6,027 件へと急増している。